

特定非営利活動法人有機農業推進協会に対する命令の内容

1 業務停止命令の内容

(1) 処分の内容

JAS法第17条の12第2項の規定に基づく認定に関する業務の一部（新規の認定業務）停止

(2) 処分を行う期間

平成21年7月3日から平成21年9月30日までの90日間

2 改善命令の内容

(1) 有推協が認定したすべての有機農産物の生産行程管理者について、認定に係る審査書類及び実地調査報告書等を点検し、認定事項が認定の技術的基準に適合しているかどうかを確認すること。

(2) 有推協がこのような事態を引き起こした原因は、登録認定機関としての適正な認定業務遂行に対する認識の欠如及び認定業務における構造的な態勢の不備にあると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因について究明・分析し、再発防止策を講ずること。

(3) (1)から(2)に関して、有推協が講じた措置について、平成21年9月1日（火）までに農林水産省消費・安全局表示・規格課長あてに報告すること。